

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千束外

被控訴人 国

控訴審 第10準備書面

—社会事実の変化について—

2024(令和6)年4月16日

東京高等裁判所第2部c d係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

ほか



本準備書面においては、性的指向・性自認や、法律上の同性間の婚姻制度等に
関して生じた直近の時期における社会事実の変化について、主張を行う。

記

第1 世論調査

1 ライフネット生命保険株式会社による宝塚大学看護学部日高庸晴教授への委託調査「第3回 L G B T Q当事者の意識調査」の調査結果が2023年11月21日に公表された（甲A第795号証）。同調査では、LGBTQ当事者の68.6%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答し、10代では85.1%、20代では77.8%が同性婚の法制化を望んでいるほか、同性パートナーシップ宣誓制度をすでに利用している人の91.5%が、「同性婚を法律で認めてほしい」と回答しており、法律上の同性間の婚姻制度への法的需要がいよいよ高まっていること、また、パートナーシップ制度では不十分であることも示されている。

その他、同性婚を認めてほしい理由で多いのは「社会保障や税制上の不利益の解消のため」「平等な社会の実現のため」「診療場面で家族と認めてもらうため」とされており、同性婚制度の不存在により具体的な不利益があつてこれを解消する必要性が痛感されていることも明らかとなっている。

2 米調査機関ピュー・リサーチ・センターがアジア12か国・地域を対象に行った同性婚についての調査・分析で日本が賛成率68%とアジアで最

も高いことが明らかとなった（甲A第796号証）。同性婚制度の導入への民意という観点からの障害はもはや存在しないと考えられる。

第2 地方自治体における取組み

1 地方自治体独自の犯罪被害支援制度の見舞金を受ける遺族の範囲に、同性パートナーを加える自治体が近時増えている。

現在、見舞金制度のある14政令市のうち11政令市が遺族の範囲にパートナーシップ制度を根拠に同性パートナーを含むと明文化しているとのことである（甲A第797号証）。

なお後述のとおり、犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金不支給処分の取消を求めて提起された訴訟については1・2審ともに棄却とされた後最高裁に上告・上告受理申立がされ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に関して、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとすることは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」旨判示し、原判決を破棄して原審に差し戻す判決が下されている。

これまでの上記自治体による取り組みは、上記最高裁判決によって破棄された原審判決に典型的にみられるような、同性パートナーを「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」から排除し、法的な庇護をあたえないという国

の制度不備を補う趣旨に出たものと考えられる。

このように、性的少数者の権利擁護については、パートナーシップ制度にみられるように、自治体が国の制度の欠缺を補うための様々な取組を行ってきたのである。

2 一方のパートナーシップ制度については更に導入自治体が増加しており、2024年3月1日時点では、導入自治体は少なくとも397に上り、日本全体の人口に対するカバー率は8割を超えた（甲A第798号証の1）。

上記件数はその後も増加を続けており、2024年4月1日時点での導入自治体数は442、人口カバー率は84.82%となっている（甲A第798号証の2）。

3 更に、性的指向や性自認を本人の同意なく暴露する「アウティング」については、2023年10月1日時点で少なくとも12都府県で26自治体が条例で明記し、この3年間で約5倍に増加したことである（甲A第799号証）。同号証では、性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律に禁止が明記されていないことから国に先んじて人権擁護に取り組む自治体が増加している現状がここから浮き彫りとなつたとされている。

上記のいずれについても、国による権利擁護のための動きが遅きに失しているために自治体がカバーをしてゆかざるを得ない現状を見て取ることができよう。

第3 企業団体等の取組み

- 1 同性婚が認められていない日本では、異性婚に基づく家族関係を前提とした金融商品・サービスはL G B T Q +の金融排除につながるとの観点から、これまでに主張立証してきたような金融包摂に向けた様々な取組みが行われている。これについては例えば、同性カップルへの住宅ローンの提供などがその中心となるが、こうした取り組みに関して論述した甲A第800号証では一方で、ビジネスが「L G B T Q +対応」を謳いながらその実態に疑問符が付く「ピンク・ウォッシング」が金融ビジネスにおけるレビューションリスクとなるとの指摘もあり、企業においては、形だけのダイバーシティへの取り組みとしてこうしたことを行うのではなく、同性間の婚姻制度が未だに実現していない状況下において、かかる制度の欠缺を補い、性的少数者の権利擁護のために更に進んだ実質的な意味を伴う取組を行うことが求められる局面に入っている。
- 2 「Business for Marriage equality」は、婚姻の平等に賛同する企業を可視化するための日本で活動する三つの非営利団体によるプロジェクトであり、2024年3月1日時点で、472の企業・団体が、婚姻の平等（同性婚の法制化）への賛同を表明しており、かかる賛同企業団体の数は増加の一途を辿っている（甲A第801号証）。
- 3 その他、近時経済界からも同性間の法律婚制度の導入に賛同する積極的な発言が行われているが、その中でも、2023年4月に経済同友会の代表幹事に就いたサントリーホールディングスの新浪剛史社長は、同性婚の法制化に賛成と明言していることが広く報道されている（甲A第802号証）。

第4 司法

1 弁護士会だけでなく、司法書士会も、同性間の婚姻制度の早期導入に関して、会長談話や会長声明を発表している（東京司法書士会について甲A 803、群馬司法書士会について甲A 804）。

また、2023年8月には、大分県弁護士会が、「すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」を発した（甲A 805）。

2 犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金対象に同性パートナーが含まれるかが争われた裁判において、1審・2審では請求が棄却されてきたが、最高裁判所第三小法廷は、本事件について本年3月5日に弁論を開いた上、3月26日に画期的な判決を下した（甲A第806号証）。

同事件は、犯罪被害者の同性パートナーが犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（犯給法）5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当するかどうかが争われた事案であるが、最高裁は、次のとおり述べて、原判決を破棄した上、事件を原審の名古屋高等裁判所に差し戻した。

「犯給法5条1項は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が上記(1)のとおり（控訴人代理人注：「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」）であることに鑑み、遺族給付金の支給を受けることができる遺族として、犯罪被害者の死亡により精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の

軽減等を図る必要性が高いと考えられる者を掲げたものと解される。そして、同項1号が、括弧書きにおいて、『婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事实上婚姻関係と同様の事情にあったといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、こうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない。そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当しないものとすることは犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」

「以上によれば、犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当し得ると解するのが相当である。」

この点、原審判決である名古屋高裁判決(甲A807号証)は、最高裁判決が要約するように(甲A806号証2頁「3」参照)、犯給法5条1項1号について、「一次的には死亡した犯罪被害者と民法上の婚姻関係にあった配偶者を遺族給付金の受給権者としつつ、死亡した犯罪被害者との

間において民法上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであると解される。そうすると、同号括弧書きにいう『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』は、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっていると解するのが自然であって、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得るものと解することはできない」と判示をしたものであり、1審判決の名古屋地裁判決（甲A808号証）は、その29頁にあるように「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず、本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、『事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』（犯給法5条1項1号）に当たると認めることはできない」と判示をしたものであった。

上記最高裁判決は、かかる1審判決結論を是認した原審判決について前記理由を述べた上でこれを破棄し、「上告人が本件被害者との間において『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者』に該当するか否かについて、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した」のである。

最高裁判決の論理からすれば、犯給法上の「事実上婚姻関係と同様の事情」にあるかどうかについては、現在の法制度上法律上の婚姻関係に入り得るかどうかにかかわることなく、異性間の内縁関係と同様の「婚姻関係」の実態が認められるかどうかを、シンプルに判断すれば足りることとなる。このことは、最高裁が、法律上の同性カップルの関係の実態について、異性カップルのそれと特段区別することをしておらず、同性カップルについても異性カップルと全く同様の「事実上の婚姻」と言い得るだけの

生活実態が社会通念上認められ得るものであることを、当然の前提としていることを意味している。

このような見地から、最高裁判決は、同事件1審判決に判示されるようないいえ」ないとする考え方を明らかに否定しているということができよう。

一方で、最高裁判決は、原審判決のいうような、法律上の同性カップルはそもそも婚姻の届出をできないのであるから犯給法上の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」といえないとする、法律の趣旨目的や同性パートナー関係の実態を考慮しない形式的な文言解釈も否定した。

2 2023年10月25日、最高裁判所大法廷は、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項4号の要件について、意思に反して体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか戸籍上の性別変更を断念するかという過酷な二者択一を迫つてゐるとして、憲法第13条に違反して無効であるとの決定を下した（甲A第809号証。ただし同法第3条第5号のいわゆる外観要件については原審に差し戻し。）。これを受け、厚生労働、法務両省は2023年12月12日、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更する際に必要な医師の診断書に関し、生殖能力があるかどうかの記載を不要にするとの通知を全国の自治体や関係学会に出したとのことである（甲A第810号証）。

直近の最高裁判例にみられる性的少数者の権利擁護のための解釈視座

は、上記犯給法判決及び特例法違憲決定に完全に共通しており、性的少数者の生活実態がマジョリティのそれと何も変わりがないことを正面から見据えた上で、性的指向や性自認に基づく差別が合理性を欠くものとして許容し得ないことを端的に判示するものといえる。

上記特例法違憲決定を受け札幌弁護士会においても、「差戻審の審理結果を待つことで当事者の苦痛や不利益をさらに引き延ばすのではなく、国会において4号要件及び5号要件の撤廃を含む法改正に直ちに着手し速やかに解決を図るよう立法府の対応を求める」とする会長談話を発表している（甲A第811号証）。

3 本件同様に、同性間の婚姻が認められない現行民法規定の違憲性が問題となった「結婚の自由を全ての人に」事件東京二次訴訟において、東京地裁は、2024年3月14日、現行制度について憲法24条2項に照らし違憲状態にあることを判示した（甲A第812号証）。これは、本件の原審東京地裁判決と概ね軌を一にする判断といえる。

そして「結婚の自由を全ての人に」事件札幌訴訟において、控訴審となつた札幌高裁は、上記同日、現行制度が憲法14条1項、24条（1項及び2項）に違反すると判示して、これまでの判決の中では最も踏み込んだ、明快な違憲判決を下した（甲A第813号証）。

特に、現行制度を24条との関係で違憲とする判断については、同条1項の「両性」の文言について、「文言や表現のみでなく、その目的とするところを踏まえて解釈することは一般的に行われており」、「仮に立法当時に想定されていなかったとしても、社会の状況の変化に伴い、やはり立法の目的とするところに合わせ、改めて社会生活に適する解釈をすること

も行われている」とした上で、婚姻をするについての自由が十分に尊重に値するとした上で同性間の婚姻についても異性間の場合と同じ程度にこれを保障していると考えることが相当であると判示をしており、これは、犯給法最高裁判決とも共通の、社会の変化を踏まえた上で、法の趣旨目的に即した合目的的解釈によって形式的な文言解釈による不合理性を超克しようとする、柔軟にして妥当な解釈態度ということができよう。

札幌高裁判決については様々な新聞が社説で取り上げ、肯定的に評価をしている（毎日新聞：甲A第814号証、北海道新聞：甲A第815号証、日経新聞：甲A第816号証、東京新聞：甲A第817号証、朝日新聞：甲A第818号証）。うち日経新聞社説は、「社会の状況は大きく変化している。自治体によるパートナーシップ制度や企業の取り組みも広がった。世論調査でも同性婚への賛成が増えている。主要7カ国（G7）のなかで、同性カップルへの法的保障がないのは日本だけだ」として、社会の変化に対応しようとしない政府の不作為に、強く警鐘を鳴らしている。

4 上記のとおり、最高裁においても、性的指向及び性自認の多様性を承認し、これらに係る憲法上の価値を重視する姿勢がいよいよ明白となってきているところである。

また、上記の通り高裁レベルでも、同性間の婚姻を認めない現行制度が、平等権のみならず、24条1項の保障する婚姻の自由を侵害するものであることが判示されるに至っている。

このように、司法全体としては、性的指向・性自認による差別を許さないことは当然として、同性間の婚姻を認めないことの違憲性についても何ら躊躇うことなくこれを是認する判断をする傾向が顕著であり、本件で

も、そのような方向性に沿った判断が期待されるところである。

第5 諸外国の動き

- 1 2024年2月15日、ギリシャが、キリスト教正教会の信者が多数を占める国として初めて同性間の婚姻制度を導入した(甲A第819号証)。宗教的な観点からの強い反対運動が起こったようであるが、賛成176、反対76の賛成多数にて可決されたとのことであり、このことは、宗教的な抵抗さえ、制度導入への大きな障害には必ずしもならなかつたことを意味している(なおこれで、2024年2月現在37の国・地域で同性間の婚姻制度が導入済みとなる。)。
- 2 アジアでは、台湾及びネパール(甲A第820号証)において同性間の婚姻が既に可能となっているが、2024年3月に、タイの下院において同性婚法案が可決された(甲A第821号証)。今後上院での可決と国王の同意が得られれば施行されることとなるが、その場合、アジアでは3つ目の同性間の婚姻制度を導入した国・地域となる。
- 3 このように多くの諸外国においては同性間の婚姻制度の法制化が進んでいるところである。
この点、原判決31頁上から6行目においては、「同性間の婚姻を認める国においても、異性間の婚姻と同性間の婚姻の内容に相違がある場合(又は、導入当初は相違があった場合)があり、その主なものとして嫡出推定規定の適用の有無、養子縁組の可否、生殖補助医療利用の可否等が挙げられる」との判示がある。

しかしながら、法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大した国でも、法律上異性間の婚姻と同性間の婚姻とで違いが存在しないか、または、あっても極めて小さな差異にとどまるのが実情である。

確かに、例えば嫡出推定規定に関し、法律上同性のカップルに対しては適用しない国として、スペイン、ベルギー（佐久間（甲A169）I [139頁]、同II 1 [140頁]）、ルクセンブルク（藤戸（甲98）II 1 [69頁]）があるも、これらの国では、法律上同性のカップルによる養子縁組が認められている（佐久間・前掲論文のほか、PinkNews（甲A824の1、2）。

この養子縁組については、当初、法律上同性のカップルに対してはその利用が認められていなかったが、後の改正により認められた国として、ベルギー、ポルトガル、オランダがある（佐久間（甲A169）II 1 [140頁]、同2 [141頁]、同III 1 [141頁]）。なお、後述のとおり、法律上同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、ヨーロッパ人権条約14条（差別の禁止）に違反するとしたヨーロッパ人権裁判所の判決も存在する。）。

一方、生殖補助医療について、法律上異性のカップル及び法律上女性のカップルには認める国としてスペインがある（佐久間（甲A169）I [139頁]）。またフランスでは、2021年6月に生命倫理法改正案が可決され、現在では、法律上異性のカップルに加え、法律上女性のカップルに対しても、生殖補助医療の利用が認められた（フィガロ・ジャポン記事（甲A825）。なお、上記の国において法律上男性のカップルに認められていないのはいわゆる代理懐胎の問題があるからと推察される。

また、当初、登録パートナーシップ制度¹ や法定同棲・民事連帯契約² 等を導入したヨーロッパ諸国でも、現在、ほとんどの国において、①登録パートナーシップ制度等を廃止し、法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大するか、②法律婚制度の対象を法律上同性のカップルにも拡大する一方で、登録パートナーシップ制度等を法律上同性か異性かにかかわらず利用な制度として維持するかしており、カップルの家族に関する制度の利用に関し、法律上同性のカップルと法律上異性のカップルに差がない状態となっている（下記4参照）。

以上の通りであり、法律上同性のカップルの婚姻や家族に関する制度は、法律上異性のカップルと同じとならない、同じにはできないとの認識は全くの誤りであって、若干の相違は性質上存し得るもの、基本的にはほぼ同様の内容の制度とすることが可能である。むしろ、平等の見地からは可能な限り同様の制度とすべきであって、諸外国の例を見ても現にそのような制度設計・改定がなされてきており、両者に相違あり得べきことを徒に強調することは誤っている。

4 上記に関連して、諸外国における、登録パートナーシップ制度の導入及び制度内容変遷の歴史と、これが同性間の法律婚制度へと收れんしていった経緯、また、登録パートナーシップ制度から同性間の婚姻制度への段階的移行

¹ 法律上同性のカップルを対象とする家族制度の分類は様々あるが、本書面では、藤戸（甲A98）に従い、婚姻とほとんど同じ法的効果を有するものの、婚姻とは別の制度として整理される諸制度のことを、登録パートナーシップ制度と総称する（同脚注3〔67頁〕）。国によって、シビル・パートナーシップ、シビル・ユニオンなどとも称される。

² 婚姻や登録パートナーシップ制度では、財産法・身分法・社会保障法・税法等の広範にわたる法的な権利及び義務がパッケージになっているのに対し、法定同棲は、一定の同棲関係に対して主に財産法上の法的効果を与える制度、PACSは、当事者の契約によって権利・義務を設定し、公的機関に登録することで、第三者や国に対しカップルであることを対抗することができるようになる制度だとされる（甲A98〔68頁〕）。

を日本において経なければならない理由が存在しないことについて、以下に補足して主張を行う。

(1) 登録パートナーシップ制度は、1989年にデンマークで導入されたことをきっかけに、主として、1990年代、2000年代において、ヨーロッパ諸国を中心に、法律上の同性のカップルの関係を公証し、一定の法的効果を付与する、婚姻とは別の制度として導入された。登録パートナーシップ制度を導入したヨーロッパ諸国としては、後掲の表の「制度」の列で「登録」と記載された国々がある³。

登録パートナーシップ制度の法的効果は国によって異なっていた。

例えば、イギリス⁴、スウェーデンやフィンランド⁵のように婚姻とほとんど同じ法的効果を認めた国もあれば、ドイツ⁶やオーストリア⁷のように社会保障、税制上の優遇措置、養子制度、関係の解消方法などで婚姻と異なる制度を導入した国もあった⁸。

しかし、登録パートナーシップ制度と婚姻との間の差異は、訴訟やこれを受けた法改正が重ねられたこと等により、次第に解消され、登録パートナーシップ制度の内容は婚姻に近似していく、後掲表記載の国々において

³ なお、後掲表は、本件各地裁判決が登録パートナーシップ制度、法定同棲、PACS を導入したと認定している国をカバーしたものである。ニュージーランドはヨーロッパ諸国ではないが、本件一審判決と名古屋地裁判決（甲A 681）が認定していることから表に含めている。

⁴ 鳥澤（甲A 741）I 2 [32頁から33頁]、藤戸（甲A 822：カップル法制の諸構想—婚姻制度・登録パートナーシップ制度・「事実婚」—（2022年8月）I 4 (1)(ii) [30頁から31頁]。

⁵ 鳥澤（甲A 741）I 5 [36頁から37頁]。

⁶ 鳥澤（甲A 741）I 4 [35頁から36頁]。

⁷ 藤戸（甲A 98）II 9 [77頁]、甲A 670。

⁸ ヨーロッパ諸国における2010年2月現在の状況に関し、鳥澤（甲A 741）の表[32頁]、2013年8月1日現在の状況に関し、鳥澤（甲A 742）の表[11頁]をそれぞれ参照。

では、イタリアを除き、最終的に、いわゆる同性婚が導入され、法律婚制度の対象が法律上同性のカップルにも拡大されるに至っている。法律婚制度の対象拡大に際して従前の登録パートナーシップ制度を廃止あるいは新規登録停止をした国がほとんどであるが、オランダやイギリスなどのように、法律上同性のカップルだけでなく、法律上異性のカップルも利用可能な制度として現在も存続している国も存在する。

他方、ベルギーでは1998年に法定同棲が、フランスでは1999年にPACSが導入されたが、ベルギーでは2003年に、フランスでは2013年に、法律婚制度の対象が法律上同性のカップルにも拡大された。なお、法定同棲とPACSは、現在も、両国において、法律上同性か、異性かを問わず利用可能な制度として存続している⁹。

このように、登録パートナーシップ制度等を導入した後掲表記載の国々では、イタリアを除き、①カップルを法的に保護するための制度を法律婚制度のみとし、法律上同性か異性かにかかわらずその利用を認めるパターンか、②法律婚のほかに、登録パートナーシップ制度、法定同棲、PACSなど複数の制度を併存させるが、法律上の性別に関係なく、いずれかを当事者の意思により選択できるパターンのいずれかに収れんしている。また、イタリアでは、法律上同性のカップルに対して法律婚の利用は認められていないものの、登録パートナーシップ制度(unioni civili)により、法律上同性カップルに対して相続権も含む婚姻とほとんど同等の権利及び義務が付与されている¹⁰。

⁹ ベルギーにつき、鳥澤(甲A741)の表[32頁]参照。フランスにつき、鳥澤(甲A741)[33頁から35頁]、藤戸(甲A822)I4(3)[33頁から35頁]参照。

¹⁰ 藤戸(甲A822)I4(4)[35頁から36頁]参照。

表11

国名	同性パートナーシップ				同性婚 制定年
	制度	導入	対象	存続／廃止	
デンマーク ¹²	登録	1989年	同性	廃止	2012年
ノルウェー ¹³	登録	1993年	同性	廃止	2008年
アイスランド ¹⁴	登録	1996年	同性	廃止	2010年
スウェーデン ¹⁵	登録	1994年	同性	廃止	2009年
	法定同棲	2003年	同&異	維持	
オランダ	登録	1998年	同&異 ¹⁶	存続	2001年
ベルギー	法定同棲	1998年	同&異	存続	2003年
フランス	PACS	1999年	同&異	存続	2013年
フィンランド ¹⁷	登録	2001年	同性	新規登録停止	2015年
ドイツ ¹⁸	登録	2001年	同性	新規登録停止	2017年
ニュージー ランド ¹⁹	登録	2004年	同&異	存続 ²⁰	2013年

¹¹ 鳥澤（甲A741）の表〔32頁〕、鳥澤（甲A742）の表〔11頁〕をベースに作成。いわゆる同性婚の導入時期については、これらの表に倣い、施行年ではなく制定年とした。

¹² 鳥澤（甲A742）II1〔3頁〕。

¹³ 鳥澤（甲A741）I5〔37頁〕

¹⁴ 鳥澤（甲A742）II1〔2頁〕。

¹⁵ 鳥澤（甲A741）I5〔36頁から37頁〕、藤戸（甲A98）I2及び3〔68頁〕。

¹⁶ 法律上同性及び法律上異性の双方が対象であることを意味する。

¹⁷ 藤戸（甲A98）II2〔69頁から70頁〕。

¹⁸ 藤戸（甲A98）II8〔75頁から77頁〕。

¹⁹ 鳥澤（甲A741）III2〔43頁から44頁〕、鳥澤（甲A742）V〔9頁〕。

²⁰ ニュージーランド政府ウェブページ（甲A823の1、2：Civil Unions 及び訳文）

<https://www.govt.nz/browse/family-and-whanau/getting-married/civil-unions/>

イギリス ²¹	登録	2004年	同性 → 同&異	存続	2013年 ²²
イスラエル ²³	登録	2004年	同性	新規登録停止	2022年
ルクセンブルク ²⁴	登録	2004年	同&異	存続	2014年
オーストリア ²⁵	登録	2009年	同性 → 同&異	存続	2019年
アイルランド ²⁶	登録	2010年	同性	新規登録停止	2015年
	法定同棲	2010年	同&異	存続	
マルタ ²⁷	登録	2014年	同&異	存続	2017年
	法定同棲	2017年	同&異	存続	
イタリア ²⁸	登録	2016年	同性	存続	なし

(2) また、このような別制度から平等取扱いへの移行に関し、裁判所が、法律上異性のカップルを対象とした法律婚制度との差は法の下の平等を定める憲法の条項に違反すると判断したことが、大きな要因となった国も存在する。

²¹ 藤戸（甲A822）I 4(1)[29頁から31頁]。

²² イングランド及びウェールズでの制定年。スコットランドでは2014年、北アイルランドでは2019年にいわゆる同性婚を認める法律が成立した（藤戸（甲A822）脚注33[29頁]）。

²³ 藤戸（甲A822）I 1(3)[25頁から30頁]。

²⁴ 藤戸（甲A98）II 1 [68頁]。

²⁵ 藤戸（甲A98）II 9 [77頁]、甲A670。

²⁶ 藤戸（甲A98）II 3 [70頁から71頁]。

²⁷ 藤戸（甲A98）II 7 [74頁から78頁]。

²⁸ 藤戸（甲A822）I 1(4)[35頁から36頁]。

ア 例えば、ドイツでは、法律上同性のカップルを対象とする、登録パートナーシップ(生活パートナーシップ(Lebenspartnerschaft))が2001年に導入された。導入当初は、身分登録法(身分登録所の管轄)、行政法、税法(所得税、贈与・相続税など)、社会保障法、移民法などにおける取扱いにおいて、法律上異性のカップルを対象とした婚姻との違いがあった²⁹。

しかし、ヨーロッパ司法裁判所の2008年4月1日判決(マルコ事件)³⁰を受けて、ドイツ連邦憲法裁判所は、2009年7月7日判決において、基本法3条1項の一般的平等原則と同法6条1項の婚姻の特別の保護の関係について、「性的指向に基づく区別には、性別に基づく場合と同様に、特に重大な理由を正当化として必要とする」と判例を変更した。この判例変更後、連邦憲法裁判所は、相続税・贈与税、公務員の家族手当、土地取得税の免税、所得税法の合算課税方式の適用について、婚姻と生活パートナーシップの差異が一般平等原則に反して違憲という判断を下していった。

このような流れを受けて、ドイツ連邦政府は、2015年に民法、行政手続法ほか行政法令、民事訴訟法、身分登録法、生活パートナーシッ

²⁹ このパートで述べられているドイツでの動きについては、渡邊・意見書(甲A743)五2(2)[8頁から9頁]、同意見書添付文献1(甲A743)、渡邊・ドイツにおける同性カップルの法的処遇・ジュリスト1577号77頁以下(甲A743)、藤戸(甲A822)[32頁]、鳥澤(甲A742)II2[3頁から5頁]参照。

³⁰ マルコ事件は、男性カップルの一方が他方の死亡後にドイツ劇場年金機構に寡夫年金を請求したが、生活パートナーからの請求は定款で予定されていないとして、年金機構が請求を拒絶した事案である。ヨーロッパ司法裁判所は、夫婦(配偶者)と生活パートナーが比較可能な状況にあることから、性的指向に基づく直接的差別が存在すると判断した(渡邊意見書添付文献1(甲A743)I[113頁から118頁]、渡邊(甲A743)IV2[78頁])。

ブ法など合わせて 32 の法令において生活パートナーシップを婚姻と同様に扱う改正を行う「生活パートナーの権利の解決法」を制定するに至った。

その後、2017年7月20日に「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律」が成立し、いわゆる同性婚が導入され、生活パートナーシップの新規登録は停止されたのは、上記表のとおりである。

イ また、オーストリアでは、2009年に登録パートナーシップ法が制定された当時、法律上同性のカップルによる養子縁組の利用が認められていなかったが、2013年2月19日にヨーロッパ人権裁判所で、オーストリアの登録パートナー婚法8条が法律上同性カップルの相手方の子どもとの養子縁組を認めないことについて、未婚の異性カップルの場合と比較してヨーロッパ人権条約14条（差別の禁止）に違反するとした判決が出された³¹。

生殖補助医療の利用の可否についても差が設けられていたが、オーストリア憲法裁判所は、2013年12月10日の判決において、法律上異性のカップルに限定する生殖補助医療法の規定は平等原則に反し違憲であると判断した³²。

さらに、オーストリア憲法裁判所は、2017年12月4日の判決において、要旨、以下のような判断を下した³³。

³¹ 鳥澤（甲A742）II2[3頁から5頁]。

³² 渡邊・意見書（甲A743）八1（2）[14頁から15頁]。

³³ 藤戸（甲A98）[77頁]。

- ❖ 登録パートナーシップ制度は、導入されてから改正を重ねてお
り、近年では共同養子縁組や生殖補助医療の利用を認める等、婚姻
との間にはごくわずかな違いを残すのみとなった。
- ❖ しかし、たとえ法的構造が同じであっても、2つの法制度に分か
れていることそれ自体が、同性への性的指向を有する者が異性への
性的指向を有する者と同じではない、ということを表している。そ
して、法制度の名称が「婚姻」と「登録パートナーシップ」とに分
かれていることから、同性への性的指向を有する者は、性的指向が
重要ではない場面又は重要であってはならない場面においても自ら
の性的指向を明らかにせざるを得なくなり、差別を受けるおそれが
ある。
- ❖ 以上のことから、異性間関係と同性間関係とを2つの法制度によ
つて区別することは、性的指向等の個人の属性を理由とする差別を
禁止する平等原則に違反している。
- ❖ 違憲性を除去するためには、①一般民法典44条の「異なる性
の」という文言、②登録パートナーシップ法1条の「同性カップル
の」という文言及び同法2条の「同じ性の」という文言並びに同法
5条1項1号の規定（異性間では登録パートナーシップは成立しな
いとする規定）は、削られなければならず、また、それで足りる。
登録パートナーシップ法自体が違憲であるわけではない。

上記2017年12月4日の判決を受けて法改正がなされ、オーストリ
アでは、現在、法律上同性か、異性かにかかわらず、法律婚と登録パート
ナーシップ制度のいずれかを選択できるようになっている³⁴。

³⁴ 藤戸（甲A822）I5(1)[36頁から37頁]。

ウ　ドイツやオーストリアの状況は、法律上異性のカップルを対象とした婚姻と、法律上同性のカップルを対象とした登録パートナーシップの間で効果の差異を設けても、その差異を個々に平等扱いの観点から検討していくと平等原則違反となり維持できないことを如実に示している。

(3) こうした諸外国における登録パートナーシップ制度から、同性間の婚姻制度への変遷（收れん）の歴史に鑑みれば、日本において同じような両制度の段階的移行を経なければならないとする理由は全く存在しない。これまで論じてきた社会の変化に関する事情に鑑みれば、後者を法律上の制度として直ちに導入することの障害は存在しないというべきであるし、控訴審第5準備書面においても述べたように、弊害の大きな段階的移行はむしろ避けるべきである。

第6　まとめ

以上のとおりであり、国内及び諸外国における社会の変化を総合的に観察すれば、日本において同性間の法律婚を可能とする法制度を直ちに導入することには何らの支障もなく、また民意も十分に熟していてこれを待望する段階にあるということができる。

地方自治体や企業による様々な取組も、国による同性間の法律婚制度の導入がここまで未実現であったことから、人権保護の欠缺を埋めるために行われてきた面があるのであり、こうした取り組みが行われているから性的少数者の人権保護に当面の不足はないとのことなどは背理である（なお、これまでの主張のまとめとして、2022年1月以降の期間における性

的指向・性自認に関する世界と日本の社会の変化一覧をまとめたものを、本準備書面に別紙として添付する。それ以前の社会の変化一覧については、原審の原告ら第21準備書面に添付された表を確認されたい)。

性的少数者的人権擁護のために既存の法制度を違憲とする等の積極的な判断を躊躇わない最高裁の姿勢も明らかになってきている状況にある以上、現行の制度が性的少数者の憲法上の人権を違法に侵害するものであることは客観的に明白であって、立法府における決断をこれ以上に後伸ばしにすることができる合理的な理由は一つもない。

このようなことからすれば、国による立法不作為は、国家賠償法1条1項の「違法」に該当することは明らかである。

以 上

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

2022年1月以来の期間における性的指向・性自認に関する世界と日本の社会の変化一覧

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲号証
2022.1	【パートナーシップ制度開始】埼玉県所沢市等			798の1
2022.3	【パートナーシップ制度開始】 埼玉県深谷市等			798の1
2022.3.2	福島県弁護士会「セクシユアルマイノリティに対する偏見や差別をなくし、性的指向または性自認にかかわらず人権が保障され、すべての人が自分が自分らしい生活を送ることができる地域社会を作ることを求める決議」。要求内容に「国は、同性間の婚姻を認め、これに連する法令の改正を速やかに行うこと」を含む			528
2022.3.10		チリ 同性婚開始		534
2022.4	【パートナーシップ制度開始】 福岡県、秋田県、北海道函館市、北見市、秋田市、東京都荒川区等			798の1
2022.5	【パートナーシップ制度開始】愛知県春日井市			798の1
2022.6	【パートナーシップ制度開始】 千葉県習志野市、富崎県日向市等			798の1
2022.7.1		スイス 同性婚開始		533
2022.7	【パートナーシップ制度開始】 埼玉県ふじみ野市、愛知県豊川市、大阪府茨木市等			798の1
2022.7	第7回全国家庭動向調査「男性どうしや、女性どうしの結婚(同性婚)を法律で認めるべきだ」 まったく賛成+どちらかと言えば賛成 75.6% (なお、2018年7月時点では、まったく賛成+どちらかと言えば賛成 69.5%)			692
2022.8.10	福岡県弁護士会「大阪地裁判決を受けて、改めてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」			707
2022.9	【パートナーシップ制度開始】 栃木県、栃木県佐野市、三郷市、新潟県三条市、愛知県一宮市等			798の1
2022.9		キューバ 同性婚開始		564

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲A号証
2022.9.30	日本人とアメリカで結婚した、日本人と同性のアメリカ人のパートナーについてかかる環境にある場合に一律に特定活動の在留資格を付与しない運用が行われていることは憲法14条の趣旨に反する等の判決(東京地裁)			734
2022.10.10	【パートナーシップ制度開始】 栃木県那須塩原市、大田原市、神奈川県座間市、福井県越前市、岡山県瀬戸内市、美作市、徳島県阿波市、埼玉県戸田市等			798の1
2022.10.5		スロベニア 同性婚開始		563
2022.10.30	東京地裁において、家族になるための法制度が存在しないことについて違憲状態であるとの判決(本件 審判決)			
2022.11.11	【パートナーシップ制度開始】 東京都、大阪府池田市、高知県南国市			798の1
2022.11.11	四国弁護士会連合会「性的マイノリティが抱える人権課題の解決を推進するとともに、同性婚の実現と同性カップルの共同生活の法的保護に向けた取組みを求める宣言」			708
2022.11.12	【パートナーシップ制度開始】 北海道帯広市、名古屋市、長野市、岩手県一関市等			798の1
2022.12.9	第二東京弁護士会「結婚の自由をすべての人に」訴訟東京地裁判決を受けての会長談話。 内容に「(違憲)状態を改めるための立法に速やかに着手することを求めます」との文言を含む			709
2022.12.16	福岡県豊前市「同性婚の法制化の促進を求める意見書」可決			699
2023.1	【パートナーシップ制度開始】 和光市、北海道苫小牧市等			798の1
2023.01.16	神奈川県弁護士会「東京地裁による違憲状態判決を受け、改めてすべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」			710
2023.2	【パートナーシップ制度開始】北海道岩見沢市等			798の1
2023.2	アンドラ 同性婚開始			737
2023.2.10-12	NHKが世論調査実施 「同性婚の賛否」賛成 54% 反対 29% 与党支持層 賛成 51% 反対 37%			686

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲A号証
2023.2.11-2.13	共同通信・東京新聞が世論調査実施 「同性婚を認められる方がよい」 64.0%認めない方がよい 24.9% 「同性婚を認められる方が適切か」 32.2% 適切でない 57.7% 「首相秘書官の発言は適切か」 6.3% 適切でない 88.4%			607
2023.2.13	札幌弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性間の婚姻の早期立法を求める会長談話」			711
2023.2.16	日弁連「性的な少數者に対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚法制化を求める会長声明」			712
2023.2.17-19	読売新聞が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 66% 反対 24%			687
2023.2.18-19	毎日新聞が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 54% 反対 26%			687
2023.2.18-19	FNNが世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 71.0% 反対 19.6%			560
2023.2.18-19	朝日新聞が世論調査実施 「同性婚を法律で認めるべきか」「認めるべきだ」は72%、「認めるべきではない」は18%			587
2023.2.24-26	日経新聞とテレビ東京が世論調査実施 「同性婚を法的に認めること」賛成 65% 反対 24%			688
2023.2.28	鹿児島県弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、改めて、すべての人にとつて平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」			713
2023.3	【パートナージップ制度開始】 静岡県、富山県、千葉県柏市、東京都調布市等			798の1
2023.3.2	福岡県弁護士会「性的少數者に対する差別発言に抗議し、改めて、早急にすべての人にとつて平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」			715
2023.3.2	千葉県弁護士会「婚姻の自由をすべての人に訴訟」東京地裁判決を受け、同性カップルの婚姻を認めためたための法整備を求める会長声明」			714
2023.3.6	立憲民主党・社民党衆議院に、婚姻平等待法案提出			731

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲A号証
2023.3.8	熊本県弁護士会「内閣総理大臣秘書官による性的少數者に対する差別の法改正を求める早期の抗議」 て、法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする差別の法改正を求める会長声明」			716
2023.3.8	山梨県弁護士会「性的少數者に対する差別発言に抗議し、差別を撤廃するたために実効性ある施策を進めると共に、同性婚の法制定を実現することを求める会長談話」			718
2023.3.8	香川県弁護士会「性的マイノリティに対する差別発言に抗議し、速やかな同性婚の法制定を求める会長声明」			717
2023.3.13	岡山弁護士会「性的少數者に対する差別発言に強く抗議し、国に対し、性的指向及び性自認を理由とする差別を解消するための実効性ある立法を行うことを強く求める会長声明」			720
2023.3.13	愛媛県弁護士会「セクシユアルマイドрайに対する偏見や差別をなくし、性的指向や性自認にかかわらず人権が保障される社会の実現を求める会長声明」			719
2023.3.15	福島県弁護士会「前内閣総理大臣秘書官による差別発言に抗議し、同性婚の法制定を即刻実現することを求める会長声明」			721
2023.3.17	ジェンダー法学会「性的指向・性自認(SOGI)に基づく差別を禁止する法律を速やかに制定することを求める理事会声明」。要求内容に婚姻平等の実現を含む			706
2023.3.29	東京弁護士会「性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に関する施策を策定、実施することともに、性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止を法律に明記し、あわせて同性婚の法制定を早期に実現することを求める会長声明」			722
2023.3.29	G7広島サミットに向け、LGBTQの課題を議論し、提言する市民組織「Pride7(プライド7)」が、サミットでの議論促進などを求める政策提言を策定。提言は、G7のうち日、米、英、独、カナダの5カ国にタイ、ベトナム、メキシコを加えた計8カ国の11団体をすべての人に、「国際人権非政府組織(NGO)ヒューマン・ライツ・ウォッチ」の3団体が参加。同提言では、差別禁止法や婚姻の平等を保障する法律の制定など11項目への取り組みを求めるもの。	日本共産党 参議院に、婚姻平等法案提出	732	
2023.3.30	山口県弁護士会「内閣総理大臣秘書官による性的少數者に対する差別発言に抗議し、改めて法令上の性別が同じ者の婚姻を可能とする法改正を求めるとともに地方自治体における同性パートナーシップ制度の制定を推進する会長声明」			701
2023.3.31	【パートナーシップ制度開始】 北海道北斗市、山形県酒田市、栃木県小山市、千葉県木更津市、東京都町田市、日野市、杉並区、神奈川県湯河原町等			723
2023.4				798の1

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法院関係の動向	甲A号証
2023.5.3	NHKが世論調査実施 「同性どうしの結婚認められるべきだと思うか」認められるべきだと思う 44% 認められないと思う 15%			690
2023.5	【パートナーシップ制度開始】 岩手県盛岡市、東京都墨田区等			798の1
2023.5.1	JNN世論調査の発表 「同性婚を法的に認めること」賛成 63% 反対 24%			689
2023.5.20	G7サミットで、G7首脳コミュニケーション、発出 「我々は、長年にわたる構造的障壁を克服し、有害なジェンダー規範、固定観念、役割及び慣行に対処するための我々の努力を倍加させることにコミットする。我々は、あらゆる多様性をもつ女性及び児童、そしてLGBTIQ+の人々の政治、経済及びその他の社会のあらゆる分野への完全かつ平等で意義ある参加を確保し、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることを追求すること」との内容を含むもの。		702	
2023.5.30	名古屋地裁判決、同性カップルに関する特組がないことについて、憲法 24条2項及び14条に違反するとの判決			680
2023.6	【パートナーシップ制度開始】 愛知県長久手市等			798の1
2023.6.6	愛知県弁護士会「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟 名古屋地裁違憲判決を受けて、 早期の立法を求める会長声明】			724
2023.6.8	福岡地裁、同性カップルによる婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの運ん だ相手ど法的に家族になる手段を与えていない本件諸規定はもはや個人の尊厳に立脚すべ きものとする憲法24条2項に違反と判決(原判決)			681
2023.6.15	福岡県弁護士会「名古屋地裁・福岡地裁判決を受け、直ちに、すべての人にとって平等な婚 姻制度の実現を求める会長声明】			725
2023.6.20	鹿児島県弁護士会「今、改めて、すべての人にとっての婚姻の平等を実現するための法整備 を求める会長声明】			726
2023.6.20	エストニア 同性婚を認める法律 成立(施行は2024年1月1日)			737
2023.6.21	東京都16区で職員の同性パートナーを「配偶者」扱いする条例改正の動き			694

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲A号証
2023.6.30	日本弁護士連合会「当事者の性別に問わなく婚姻を可能とする立法を改めて求める会長声明」			727
2023.7	【パートナーシップ制度開始】埼玉県蕨市、神奈川県伊勢原市、秦野市、真鶴町等			798の1
2023.7.7	中野区、同性の婚姻に関する議論を始めることを求める意見書 可決			697
2023.7.14	東京司法書士会「同性間の婚姻制度をめぐる一連の地裁判決を受けて(会長談話)			803
2023.7.19	熊本県弁護士会「名古屋地裁判決及び福岡地裁判決を受け、直ちに同性間の婚姻制度の実現を求める会長声明」			728
2023.8	【パートナーシップ制度開始】長野県等			798の1
2023.8.9	群馬司法書士会「同性婚の法制化を求める会長声明」			804
2023.8.31	大分県弁護士会「すべての人に婚姻の平等を実現するための法整備を求める会長声明」			805
2023.9	【パートナーシップ制度開始】岐阜県、大分市等			798の1
2023.10	【パートナーシップ制度開始】鳥取県、島根県、大村市、日置市等			798の1
2023.10.25	最高裁大法廷において、性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとする性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第4号の要件について、意図に反して体を傷つけられない自由を制約しており、手術を受けるか否かの性別変更を断念するかという過酷な二択を迫っているとして、憲法第13条に違反して無効であると判断			809
2023.11	【パートナーシップ制度開始】板橋区、福井県、山梨県等			798の1
2023.11.10	札幌弁護士会において、特例法違憲最高裁判決につき、「差民審の審理結果を待つことで当事者の苦痛や不利益をさらにも引き延ばすのではなく、国会において4号要件及び5号要件の撤除を含む法改正に直ちに着手し速やかに解決を図るよう立法府の対応を求める」とする会長談話を発表			811
2023.11.30	ネバール 同性間の婚姻届が受理され、同性婚が正式に認められる			820

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法院関係の動向	甲A号証
2023.12	【パートナーシップ制度開始】神戸市等			798の1
2024.1	【パートナーシップ制度開始】小樽市、山形県、市原市、福井市、泉佐野市、淡路市等			798の1
2024.2	【パートナーシップ制度開始】秩父市、流山市、上越市、和歌山県等			798の1
2024.2	ギリシャが、キリスト教正教会の信者が多數を占める国として初めて同性間の婚姻制度を導入			819
2024.3	「Business for Marriage equality」において、2024年3月1日時点で、472の企業・団体が、婚姻の平等(同性婚の法制化)への賛同を表明			801
2024.3.14	「結婚の自由を全ての人に」事件札幌訴訟において、東京地裁は、2024年3月14日、現行制度について憲法24条2項に照らし違憲状態にあることを判示			812
2024.3.14	「結婚の自由を全ての人に」事件東京二審訴訟において、控訴審となつた札幌高裁は、上記同日、現行制度で憲法14条1項、24条1項及び2項に違反すると判断して、これまでの判決の中では最も踏み込んだ、明快な違憲判決を下す			813
2024.3.26	犯罪被害者の遺族に支払われる国の給付金対象に同性パートナーが含まれるかが争われた裁判において、最高裁判所第三小法廷は、犯給法の支給制度の目的と、支給を受けられる遺族(に)婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を含めている趣旨に鑑み、「婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であつても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事实上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高い」と考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性がある場合があることは、犯罪被害者と異性である者が、犯罪被害者と異性であるが同性であるかによって直ちに異なるものとはいえない」とし、同性パートナーを上記「事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に該当し得ると判断した。		806	
2024.3	【パートナーシップ制度開始】羽生市			798の1
2024.3		タイの下院において、同性婚法案が可決		821

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

時期	国内の出来事	国際的な出来事	立法府関係の動向	甲A号証
2024. 4	[パートナーシップ制度開始]4月1日時点では、パートナーシップ制度の導入自治体数は442、 人口カバー率は84.82%となった。			798の2